

## 医療法人長野寿光会行動計画

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に則り、当法人職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間 2025年 10月 1日～ 2030年 9月 30日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の計画的付与後、10日以上を100%取得

＜対策＞

- 2025年 10月～ 職場長が職員の年次有給休暇計画的付与を把握。
- 2026年 6月・9月 職場長が年次有給休暇の取得状況を確認。職員へ取得促し。
- 2026年 10月～ 前年の年次有給休暇の取得結果を確認。
- 次年以降上記内容を繰り返し実施

目標2：フルタイム労働者一人当たりの月平均所定時間外労働時間を4時間未満

＜対策＞

- 2025年 10月～ 職員一人当たりの月平均時間外労働時間の把握
- 2025年 10月～ 管理職へ関連法の理解と、残業削減のための取組開始

目標3：事業所内託児室の設置・運営と利用促進

＜対策＞

- 2025年 10月～ 事業所内託児室の運営状況確認
- 2025年 10月～ 妊娠中で産前産後休暇予定の職員や、未満児の子供を持つ職員に対し、託児室の利用をすすめる。

目標4：男性職員の平均育児休業取得率95%以上

＜対策＞

- 2025年 10月～ 男性職員の育児休暇取得促進のための啓蒙運動実施
- 2026年 10月～ 男性育児休暇の取得率を確認

以上